

警察は、違法情報に対する取締りを推進するとともに、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。また、子供にもスマートフォンが普及し、その利用に係る福祉被害などが増加していることから、関係府省などと連携して、スマートフォンに対応したフィルタリング、家庭のルールづくりの必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている。

総務省は、インターネット上の有害な情報から子供を保護するため、携帯電話事業者などに対するフィルタリングサービスの改善要請や、学校関係者や保護者を始めとする住民に対するフィルタリングの普及促進活動を推進している。

文部科学省は、有識者等により「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施、さらに携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、全国の小中高等学校等へ配付している。

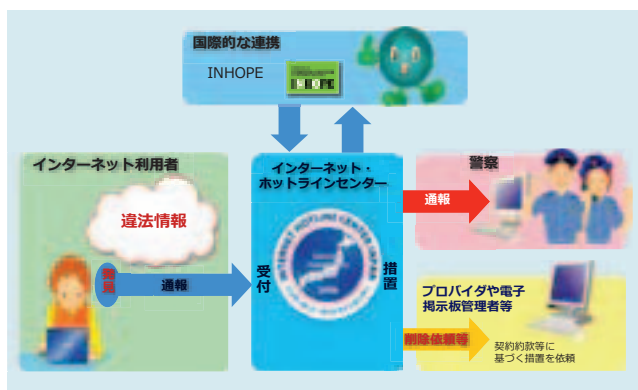
経済産業省は、各地域において青少年のインターネット利用に関する指導を行う指導者及びその候補者を対象とした指導力向上セミナーを開催し、青少年のインターネット利用環境の変化及びフィルタリング等の手段による対策に関する最新情報を提供することなどを通じて、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と青少年及びその保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。

以上のような取組の結果、一般社団法人電気通信事業者協会の発表によると、携帯電話などのフィルタリングサービスの利用者数は、平成27（2015）年12月末時点で約710万人となっている。平成25（2013）年以降やや減少しているものの、平成18（2006）年9月末時点の約63万人と比較すると約11倍となっている。

（3）悪質な違法行為の取締りなど（警察庁、法務省）

警察庁は、一般のインターネット利用者などからの違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している（第4-19図）。同センターでは、平成26（2014）年には150,352件の通報を受理しており、プロバイダなどに対して8,303件の違法情報の削除依頼を行い、そのうち7,890件（95.0%）が削除された。外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。

第4-19図 インターネット・ホットラインセンター



（出典）警察庁資料

警察は、サイバーパトロールや、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニター、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情

報の把握に努めるとともに、全国の警察が連携して、以下の取組を進めている。

- ・出会い系サイトの利用に起因する犯罪から子供を保護するため、当該サイトを利用して子供を性交などの相手となるよう誘引する行為などの積極的な取締り
- ・出会い系サイト以外のコミュニティサイトの利用に起因する子供の被害が未だ高い水準で推移していることを受け、関係機関・団体と連携し、フィルタリングの普及促進といった各種対策
- ・これらのサイトの利用に起因する子供の被害を防止するための広報啓発
- ・インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援

法務省は、人権擁護機関において、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害などの人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言している。人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいて、プロバイダなどに当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

(4) 子供や保護者に対する啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）

内閣府は関係省庁や地方公共団体と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、リーフレットの配布などによる啓発活動に取り組んでいる²⁶（第4-20図）。また、平成27（2015）年度、地域における関係機関、団体が連携し、自主的に各種取組を実施できるようにするための体制構築を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を、全国3か所で開催した（第4-21図）。加えて、関係府省は、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携、協力し、平成28（2016）年の春に、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、「平成28年春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、啓発活動等の取組を集中的に展開した。

警察は、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報・有害情報の影響から子供を守るための広報啓発を推進している。平成26年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化」として、全国の小学校や中学校などにおいて情報セキュリティに関する講習を開催した。この講習では、子供や保護者、学校の教職員などに対し、インターネット上の違法情報・有害情報に起因した犯罪、子供を被害者とするサイバー犯罪の具体的事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングの導入などを勧めている。

総務省は、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。具体的には、文部科学省や情報

第4-20図 インターネット利用に関する保護者向け啓発リーフレット



（出典）内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>）

26 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html> からPDF形式でダウンロード可能。